

「とちぎスポーツの活用による地域活性化推進戦略（仮称）」策定に係る基礎調査及びマーケティング戦略案作成業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

本県におけるスポーツを活用した地域活性化の取組の方向性を示す「とちぎスポーツの活用による地域活性化推進戦略（仮称）」を策定するため、本県のスポーツ環境や全国の大規模スポーツ大会・イベントやスポーツ合宿の開催状況等に関する調査を行うとともに、交流人口の拡大に向けた取組を効果的に進めるため、スポーツコミッション設立後に取り組むべき内容や手法等を示す「マーケティング戦略」（案）を作成することを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 「とちぎスポーツの活用による地域活性化推進戦略（仮称）」策定に係る基礎調査及びマーケティング戦略案作成業務
- (2) 業 務 内 容 別紙『とちぎスポーツの活用による地域活性化推進戦略（仮称）」策定に係る基礎調査及びマーケティング戦略案作成業務仕様書』（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 契 約 期 間 契約締結日から令和5（2023）年3月24日（金）まで
- (4) 委 託 料 上 限 額 10,219,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 担 当 所 属 及 び 問 合 せ 先 〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20（南別館2階）
栃木県教育委員会事務局スポーツ振興課
電 話 028-623-3414 FAX 028-623-3411
電子メール sports@pref.tochigi.lg.jp

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、入札参加資格を有する、又は参加表明書の提出時点において入札参加資格の取得を申請済の者であること。
- (3) 参加表明書の提出日からプロポーザル審査の実施日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

4 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

- | | |
|-------------------|----------------------|
| ア 実施要領等の公表 | 令和4（2022）年5月25日（水） |
| イ 実施内容等に関する質問受付期限 | 令和4（2022）年5月31日（火）必着 |

ウ 質問に対する回答	令和4(2022)年6月2日(木)
エ 参加表明書の提出期限	令和4(2022)年6月3日(金)午後3時必着
オ 企画提案書の提出期限	令和4(2022)年6月17日(金)午後3時必着
カ プレゼンテーション等・審査(予定)	令和4(2022)年6月20日(月)頃
キ 審査結果の通知・公表(予定)	令和4(2022)年6月29日(水)頃

(2) 募集要領等の配布

ア 配布期間：令和4(2022)年5月25日(水)～令和4(2022)年6月3日(金)

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

イ 配布場所：上記2(5)の担当所属で配布するほか、栃木県ホームページ(産業・しごと-入札・公売-入札・公募(業務委託))からダウンロードできる。

※URL:<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/koubo-itaku/index.html>

(3) 質疑・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書(様式任意)により電子メールで提出すること。

ア 受付期間：公募開始日～令和4(2022)年5月27日(金)必着

イ 質疑方法：電子メールにより、2(5)に提出すること。

ウ 回答期日：令和4(2022)年5月31日(火)

エ 回答方法：回答は栃木県ホームページ(4(2)イのURL)に掲載する。

(4) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書(別記様式1)及び確認書(別記様式2)を作成し、提出すること。

ア 提出期限：令和4(2022)年6月3日(金)午後3時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：2(5)

ウ 提出方法：持参(平日の午前9時～午後5時まで)又は郵送(書留郵便に限る。)

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

※なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和4(2022)年6月16日(木)午後3時までに辞退届(様式任意)を提出すること。

(5) 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、仕様書及び以下のア～オに基づいて企画提案書を作成し、持参又は郵送により提出すること。※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

ア 企画提案書の用紙は、原則としてA4版用紙を使用することとし、A3版用紙を使用する場合には、A4版サイズに折り込むこと。枚数に制限はないが、カラー印刷とすること。

イ 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。

なお、記載順序は任意とする。

(ア) 企画提案内容(目的、効果、調査内容、戦略案の構想、訴求ポイント等)

(イ) 実施計画及び全体のスケジュール

(ウ) 業務遂行人員体制

(エ) 類似事業の業務実績

(オ) 見積額

ウ 企画提案書は1者1提案とする。

エ 企画提案書の提出部数は、10部（正本1部、副本9部）とする。

なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。

オ 提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本1部を提出すること。

なお、見積書は必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区別する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

(6) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替え、再提出若しくは撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。

カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。

ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

ケ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。

コ 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 審査方法等

(1) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。時間、場所については、別途通知する。

(3) 審査方法

企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、審査基準に基づいて、プロポーザル選定委員の意見（採点等）を聴取し評価を行う。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、(3)による評価の総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、選定委員会でも審議の上、契約の相手方の候補者を選定する。

ウ 参加者が1者であった場合は、総合的に評価して契約の相手型の候補者としての適否を判断する。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が2(4)の委託料上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、下記項目について栃木県ホームページ（4(2)イのURL）に公表するとともに、担当所属において閲覧に供するものとする。

(1) 候補者の名称、総合点及び選定理由

(2) (1)以外の参加者の数及びそれぞれの総合点

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

7 契約手続

(1) 契約の相手方の候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。

(2) 契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。

(3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。